

令和7年度 第1回
伊那市立中学校部活動の地域移行協議会 次第

○ 日時：7月17日（木） 18:30～ ○ 会場：伊那市役所 501・502 会議室

（全体進行：教育次長）

- 1 開会のことば
- 2 挨拶
- 3 委嘱
- 4 自己紹介
- 5 協議会の目的及び要綱等について
- 6 経過等について
- 7 協議会の正副会長の選任について
- 8 会議事項（進行：議長）
 - (1) 学校訪問報告について
 - (2) 協議会の変更について
 - (3) 今年度のスケジュールについて
 - (4) 「先行して地域クラブを立ち上げる」について
 - (5) 「伊那市地域クラブ指導者リスト設置要綱」について
 - (6) 「伊那市認定地域クラブの認可に関する要項」について
 - (7) 「長野県スポーツ指導者資格取得促進事業補助金交付要綱」について
 - (8) 中学校部活動顧問と地域文化芸術スポーツ活動代表者との懇談会
について
 - (9) その他（資料等の確認）

☆ 本日の協議会全体に係る意見交換

＜協議終了＞

- 10 諸連絡
 - 第2回協議会（10月下旬～11月上旬 18:30～）について
 - その他
- 11 閉会のことば

☆ 中学校の訪問から明らかになってきたこと (R7.3 聞き取り調査)

- 地域移行する「良さ」がみえない = 課題が多過ぎる : 良さが実感できない
- 伊那市としての方針（方法）が明確になっていない。
 - ・ 「何をしなければならないのか?」「何をしてはいけないのか?」が分からない。
具体的に、どう動いていいか、分からない。
 - ・ 今後を考えると、合同クラブや拠点クラブが必要である。特に1チームが大人数になる種目は、考えないといけない。伊那市の方針は?
例えば、「竜東」「竜西」とするなど
 - ・ 保護者や生徒（児童）への説明は?
誰が説明しても同じようにするには、『資料』が必要である。
 - ・ どのようにするにしても、「たたき台」を示してほしい。
 - ・ 地域クラブ立ち上げについての「マニュアル」の提示も……。
立ち上げに向けた手続きや進め方を示してほしい。
 - ・ 地域クラブを立ち上げる「主体（主導するもの）」は誰か?
 - ・ 少人数のクラブは、会費が当然高くなる。
それに対する支援や考え方の提示を。
 - ・ 例えば大型楽器の購入費や選手の移動（輸送）について。
部活動がなくなれば、補助はないのか?
大会などへの参加に係る輸送費などもなくなるのか。
- 「活動場所の確保」と「指導者の確保」が重大な課題
- 「保護者会」を組織し、「保護者会」が立ち上げて、GRSCに加盟するのがbetterか?
- 顧問同士の情報交換が重要である。
- 1,015時間の時数確保と、超過勤務時間縮減（週指導時数、年間授業日数）への方策は、教育委員会としての方針を示してほしい。
「教育課程の編成は、校長の任務」を承知した上で……。
- 学校部活動は、「初心者にも優しい」ものでありたい。
学校部活動が縮小されていく中、一部の選手や技能の高い生徒のものに学校部活動は、なってはならない。教育的意味を熟慮してほしい。
中体連や各種コンクールのあり方について、関係団体とも協議してほしい
- 18:00位から地域のクラブが活動できるようにしたい。(規約の変更)
そうすれば、平日の学校部活動の移行にも少しは貢献できるか?!
- 行政の支援は、どうなのか?
地域クラブは、今までのように会場を使用できるのか。使用料は照明代も含めて減免(免除)されるのか。
- 高校、大学、専門学校、企業の協力について、関係部署での対応がほしい。
- 中学3年生を「引退させない」工夫もほしい。地域の大会やコンクールの参加資格も一考がほしい。
- 公民館活動との連携は、不可欠。

※ 伊那市としての方針の明示が必要

☆ 伊那市としての方針・方向は？

○ 明確に説明できる方針は

- ・ 輸送費（送迎）は、原則（？）保護者負担とする。
- ・ 会場（中学校体育施設）使用は、現学校部活動と同等に考える。（優先使用）
- ・ 会場（中学校体育施設）使用料は、附属施設使用料・照明代を含めて減免（免除）とする。
- ・ クラブ創設は、当該者の自発性自主性を尊重する。（市としての強い姿勢は示さない）

○ しかし、大枠を示さなければならない（と思われる）こと

- ・ 「地域クラブへの移行（地域クラブ立ち上げ）のための一例」の例示
（マニュアルとはいえないが…：別冊参照）
但し、この方法が Best（better）とは言えない。「各学校の実情に合わせて……」という逃げ文句（自己弁護のくだり：国や県もよく使う）が付く。
地域クラブへの移行のための「チェックリスト」は、用意する。
- ・ 合同クラブ、拠点クラブの編成方針に係る方向
 - 指導者を希望する教員の所属校（学校など）も参考にするが、顧問や保護者などの意向を大切に考える。
 - 会場は、伊那中・東部中・春富中を中心に考えるが、保護者や指導者希望者の願いに応じて流動的に考える。但し、「輸送費は保護者負担」とする。
 - 施設・用具の配置具合、広さによって、会場は考慮する。
会場調整は、当該校校長・顧問・市教委担当者 とする。
 - 付属の固定施設（バスケットゴール、サッカーゴール、バレーボール・テニス支柱、鉄棒など）及び学校備品並びに公費購入になっている各種ネット、ベース、ライン引き、デジタイマーなどは、可能な範囲で使用可とする。
但し、消耗品（ラインパウダー、ボール等）費は、クラブ負担とする。
 - 伊那市は、「伊那市総合型地域スポーツクラブ（GRSC）」を運営団体と考えている。
GRSC 加入を原則とするが、個々の判断による。GRSC 加盟費用（2,300 円＜傷害保険料込＞）は、自己負担とする。
 - 公民館職員との連携
少人数の地区では、保護者にクラブ運営を任せられない。
公民館長・主事の力を借りることも視野に入れておきたい。
- ・ 指導者の確保
 - 市スポーツ協会（市スポーツ課：スポーツ推進係）、地域の文化芸術団体（市生涯学習課生涯学習文化振興係）、市公民館（市生涯学習公民館係）に依頼し、指導者リストを作成していく。
また、GRSC で募集する指導者バンクも、重要な手がかりとして、推進していく。
但し、「指導者」という名前が重い。
 - 県の指導者リストの活用も考慮する。
但し、有効活用には、マッチングする時間とスキルが必要である、と感じる。
- ・ 社会教育講座の情報収集
 - 公民館や地域の文化スポーツ団体との連携により、情報の収集を行う。

1 「伊那市認定地域クラブ」の認可について(できるだけ早急に)

- 認可に係る規約等の策定
 - ・ 認定要件の調整(吟味)
- 優遇されること、市の支援が受けられること の確定
 - ・ 活動環境の調整、整備などに係る助成(配意したい事項)
会場確保、会場費(含:照明)の減免、低所得者支援、備品等の使用
 - ・ 保護者負担の軽減に係る助成(配意したい事項)
大型備品などの購入助成、地域クラブ設立に係る初期費用の助成、旅費等の補助
その他
- 認定クラブ設置(認可)に係るR 8当初予算措置

準備委員会



協議会決定
(教委確認)

2 「伊那市指導者リスト」の整備について(できるだけ早急に)

- 指導者リストの整備に係る規約等の策定
 - ・ GRSC との調整(地域起こし協力隊との調整) = 活用の方法の確定
- リストの広報の方法
 - ・ GRSC への登録者=GRSC のHP に up (個人情報への配慮)
 - ・ 教員の希望者=……
- 具体的な指導者確保に係る情報収集とその広報(喫緊の課題)
- 指導者確保の緊急性に鑑み、様々な場面での情報共有・収集が必要
- 「合致・適合(matching)」へのステップ(方法)確認・周知 ☞ (原則) 個々対応

3 指導者資格取得に係る補助金交付について

- 実施する場合(規約等の整備・予算の確保)
 - ・ その範囲や補助金額、交付期間など
- 実施しない場合
 - ・ その説明(県の補助金で賄うか? 県の8,300 円の考え方とその評価)

4 中学生を受け入れる地域のクラブの把握について

- 市教委や担当者が把握していない地域のクラブ(相当数あり)
- 地域のクラブを把握する方法

5 広報(市HP・市報など)について

- 1~3 も含めて、現状や今後の方針の広報
- HP に up する必要がある資料などの確認

6 学校部活動顧問とスポーツ協会や文化芸術団体関係者との懇談会について

- 指導者や活動会場確保の新たな方略
 - ・ 公民館における指導者登録希望者の調査(6月)
- 新人戦・文化祭終了後のスタート準備(作業部会開始)
 - ・ 夏休み中の「部活動顧問と各種団体代表者との懇談会」を契機にスタート
考えられる4つのパターンからの一次選択

【8 会議事項】

（2） 協議会及び使用名称の変更について

□ 「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」

最終とりまとめ 概要（R7.5.16）

○ 概要①

（3） 地域全体で連携して行う取組の名称（「地域移行」の名称変更

- 上記の理念や地域クラブ活動の在り方等をよりの確に表すため、

「地域移行」という名称は、「地域展開」に変更



□ 「伊那市立中学校部活動の地域移行協議会」に関する文書内の文言の変更

○ 「地域移行」という文言は、全て「地域展開」に置き換える

※ 関係する要綱や規程等に規定されている内容については、変更はない

令和7年6月19日

中学校長 様
地域文化芸術スポーツ団体の長 様
伊那市公民館長 様

伊那市立中学校部活動の地域移行協議会長
(事務局：伊那市教育委員会学校教育課)

中学校部活動顧問と地域文化芸術スポーツ活動代表者等との懇談会の実施について（依頼）

中学校の部活動の地域展開に係り、今後の方針を確認する標記懇談会を行います。

ご多用の折とは存じますが、関係者の出席について、格別のご高配をいただきますようご依頼申し上げます。

記

- 1 目的 部活動の地域展開に係り、中学校部活動の顧問同士の考え方の共有を図ると共に、地域で活動する団体の代表者との懇談を通し、今後の方向性を確認する機会とする。
- 2 日時 令和7年8月1日（金） 午後6時00分より
- 3 会場 伊那市立伊那中学校 1棟2階 会議室 他（生徒玄関からお入りください）
- 4 内容
 - (1) 全体会（情報の共有）〈20分程度〉
 - (2) 中学校部活動顧問と地域文化芸術スポーツ活動代表者との懇談 〈50分程度〉
- 5 出席者
 - (1) 中学校部活動の顧問の先生
 - 出席をお願いする部は、13種目（16部）の58の部活動です。（部活動数）
男女バスケットボール部(10)、男女バレーボール部(7)、男女ソフトテニス部(8)、軟式野球部(5)、陸上部(3)、サッカー部(4)、剣道部(4)、吹奏楽部(5)、合唱部(4)、美術部(3)、演劇部(2)、科学部・技術部(3)
 - 各学校の部活動にない種目や1校のみ実施の部活動は、今回は出席をお願いしません。
ソフトボール、卓球、バドミントン、柔道、水泳、体操・新体操、スキー・スケート、囲碁・将棋
 - (2) 地域の文化芸術スポーツ活動代表者
 - (3) 伊那市公民館長・主事代表者
- 6 全体会・分散懇談会実施会場（1棟2階）
 - ・ 会議室：全体会
 - ・ 1の1教室：男女バスケットボール、男女バレーボール
 - ・ 1の2教室：男女ソフトテニス、軟式野球部
 - ・ 1の3教室：陸上部、サッカー部、剣道部
 - ・ 1の4教室：吹奏楽部、合唱部、美術部、演劇部、科学部・技術部
- 7 その他
 - 今回の懇談会は、部活動の地域展開の今後の方向を探っていく機会としたいと思います。
 - 懇談については、裏面の依頼事項を参照してください。
 - 上履き（室内用の履物）をご持参ください。
 - この件についての照会などは、担当者までお願いします。

伊那市教育委員会学校教育課
課長：唐澤 担当：唐澤
TEL:78-4111（内線：2712）
Mail:r1334@inacity.jp

<依頼事項>

- ※ 各中学校の各部活動の顧問の先生は1名程度出席され、地域文化芸術スポーツ活動代表者と部活動の地域移行の今後の方向について、懇談をお願いします。
- ※ 地域文化芸術スポーツ活動代表者は、各種目（部）について1名程度出席され、中学校部活動顧問と部活動の地域移行の今後の方向について、懇談をお願いします。
- ※ 伊那市公民館の主事は、文化部全体の中学校部活動顧問及び地域文化芸術活動代表者との懇談をお願いします。

伊那市地域クラブ活動指導者リスト設置要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、伊那市（以下「市」という。）における中学校部活動の地域連携や地域移行の推進に向け、地域クラブの指導者・協力者を市及び市教育委員会又は地域クラブ（以下「地域クラブ等」という。）の求めに応じて情報提供することを目的として設置する「伊那市地域クラブ活動指導者リスト」（以下「指導者リスト」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、指導者リストに登録した者を「指導者・協力者」という。

（登録の要件）

第3条 指導者・協力者は、スポーツや文化芸術活動への関心や指導意欲をもち、市内の地域クラブ等での指導・協力等が可能な者で、次の各号全ての条件を満たす者とする。

- (1) 登録する年の4月1日現在で18歳以上であること
- (2) これまでの指導・協力等において、体罰・ハラスメント等、指導者・協力者として不適格と認められる事項のない者であること
- (3) 地方公務員法第16条（*1）及び学校教育法第9条（*2）の欠格条項に該当しないこと

（運用の方法）

第4条 指導者リストに登録を希望する者は、「伊那市地域クラブ活動指導者リスト」登録申込書（オンラインを含む）により、市宛て申し込むものとする。

- 2 市は、当該申込書の記載内容を確認し、必要な事項について適格と認めた場合は、指導者リストに登録する。その際、登録した旨を、申込書を提出した者に連絡する。
- 3 市及び市教育委員会は、市民等に対し指導者・協力者の登録情報を公開する。その際、公開する情報は、登録した活動内容・登録者の年代・性別・住居エリア・指導可能エリアのみとする。
- 4 市及び市教育委員会は、市民等からの照会を受けた場合は、指導者・協力者に了解を得た上で、市民に対して詳細な情報を提供する。
- 5 地域クラブ等は、指導者リストに登録されている指導者・協力者の中から指導者等を任用する場合は、当該者へ直接連絡し、報酬や指導時間等の勤務条件の確認を行った上で、面接等の選考により決定する。
なお、任用する場合は、身分を証明する書面等により本人確認を行うものとする。
- 6 地域クラブ等は、指導者リストの中から指導者・協力者を任用した場合や任用した指導者・協力者が辞退した場合は、市教育委員会へ、その旨を連絡する。
連絡を受けた市教育委員会は、必要な指導者リストの更新を行う。
- 7 指導者・協力者は、登録事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を、市教育委員会に連絡する。
- 8 市及び市教育委員会は、指導者・協力者として不適切と認められる行為又は事実が確認された場合は、当該指導者・協力者に事実確認をした上で、登録を取り消すことができる。

(研修)

第5条 市及び市教育委員会は、指導者・協力者の資質の向上を図るため、指導や協力に必要な知識や技能等について、研修会及び講習会を開催する。

(事故)

第6条 指導及び協力等に伴い発生した事故及び損害については、市及び市教育委員会は、責任を負わない。

(個人情報保護)

第7条 指導者リストに登録した個人情報については、地域クラブ等に情報提供をする等、指導者リストに係る業務も円滑な遂行のためのみに用い、市及び市教育委員会において、関係諸法令に基づき、適正に管理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるものの他、指導者リストの運用に関し必要な事項は、市及び市教育委員会が別に定める。

(附則)

この要綱は、令和7(2025)年 月 日より施行する。

***1 地方公務員法第16条**

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又はその競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁固以上の刑に処され、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処された者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

***2 学校教育法第9条**

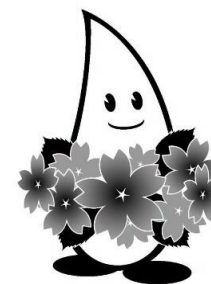
次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員になることができない。

- 1 禁固以上の刑に処せられた者
- 2 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより、免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過していない者
- 3 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により、免許状取り上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

地域クラブの立ち上げについて（考え方・すすめ方の一例）

☆ 考えられる地域クラブのつくり方（例）

- I 学校の現部活動組織を活用して地域クラブをつくる
- II 各学校の部活動を合同化・拠点化して地域クラブをつくる
- III 現スポーツ協会やGRSCなどで実施しているクラブの活動範囲を広げて地域クラブをつくる
- IV スポーツ協会やGRSC、県スポーツ指導者バンクなどを活用して新たに地域クラブをつくる
- V その他



伊那市
INA CITY

- 付1 地域クラブへの流れと検討する内容（例）（P5）
- 付2 地域クラブ発足に向けた準備（作業部会）（P6・7）
- 付3 「地域クラブ」についての調査表（P8）
- 付4 入会届（例）（P9）

I 現在学校で行われている部活動組織を活用して地域クラブをつくる

※ 協議者：校長、学校職員（顧問）、保護者、生徒、部活動指導員（外部指導者）

1 協議者による、意思決定 = 現在行われている部活動組織を活用して地域クラブをつくる

2 組織づくり（役員の選出：各担当者の選出）

- 代表者（1名）
- 副代表者（若干名）
- 事務局担当者（若干名）
- 会計担当者（若干名）
- 監事（若干名）
- 指導者（必要数：複数名）
- 保護者会長
- その他（必要な担当者）

※ 保護者会など、関係者を中心に組織する。

※ 副代表者、事務局担当者、会計担当者については、実情により決定する。

※ 会計担当者については、クラブ会計一切を掌る。

（クラブの要件：「会計の明確化」を担う）

※ 指導者は、組織の構成者とし、クラブ運営に参加参画する。

※ 指導者は、希望する教職員、部活動指導員、外部指導者、保護者の希望者などを委嘱する。

【求められるクラブの要件】

- 代表者の選定
- 指導者の選任
- 規約の策定
- 活動計画（報告）、予算（決算）書の整備
- 傷害保険への加入

3 指導者の選任（教職員の希望者の選任を第一に考える＝不足の場合は、次の手段を考える）

(1) 指導者は、その種目の指導者資格を有する者がよいが、必ずしもそれを求めるものではない。しかし、資格の取得について、努力するものとする。

(2) 指導者は、複数名選任することが望まれるが、実情に応じて対応する。

(3) 指導者ではないが、「協力者」として指導者をサポート（補佐）する者も、積極的に選任したい。

4 練習場所や練習時間など

(1) 練習場所は、今回つくられた地域クラブは「中学校部活動に準ずるクラブ」とし、中学校施設などとする。

(2) 練習開始時刻は、学校内の調整によるが、練習時間は、協議会が策定した「ガイドライン」等を厳守する。

5 その他

(1) 役員は、1年任期となることが多いと思われるが、次年度以降の運営がスムーズに進むよう、前年度役員のアドバイスを願います。

(2) 規約は、モデルを参考に策定する。また、会費についてはクラブ毎試算し、徴収額を決定する。傷害保険への加入は、市スポーツ課・GRSCに照会する。GRSCへの加入については、クラブの判断とするが、指導者研修や傷害保険対応を考え、加入の方向で検討する。

Ⅱ 現在行われている各学校の部活動を合同化又は拠点化して地域クラブをつくる

※ 協議者：当該校の校長、学校職員（顧問）、保護者、生徒、部活動指導員（外部指導者）

事前相談：顧問間の情報交換により、事前に校長・保護者（生徒）に当該の学校部活動の方向性を確認しておく

但し、そのクラブができたとしても、そのクラブに参加するかしないかは、生徒個々の判断による。

1 協議者による、意思決定＝現在行われている部活動を合同化又は拠点化して地域クラブをつくる

この協議に相応の時間をかけることが大切であるが、現部活動では、今後（数年後）対応できない旨説明はしておかなければならない。

2 合同化又は拠点化してつくる地域クラブの活動場所

指導者希望のある教職員の在籍する学校を中心に、顧問同志の協議で会場を仮調整する。

（但）会場使用の確定については学校長との協議が必要のため、また他種目との調整もあるため顧問・市教委担当者と協議し確認していく。

3 組織づくり（役員の選出：各担当者の選出）

- 代表者（1名）
- 副代表者（若干名）
- 事務局担当者（若干名）
- 会計担当者（若干名）
- 監事（若干名）
- 指導者（必要数：複数名）
- 保護者会長
- その他（必要な担当者）

※ 生徒が複数校にわたることが想定されるので、組織づくりには顧問間の連絡調整が必要であり、相当の時間がかかる。

※ 保護者会などが組織されるまで、顧問や指導者などの関係者を中心に運営することになる。

※ 左記の役員などの選定については、クラブスタート後となる。実情により決定する。

※ 会計担当者については、会費の徴収や使用料などの経費の支出などクラブ会計一切を掌る。

（クラブの要件：「会計の明確化」を担う）

※ 指導者は、組織の構成者とし、クラブ運営に参加参画する。

※ 指導者は、希望する教職員、部活動指導員、外部指導者、保護者の希望者などを委嘱する。

4 指導者の選任（教職員の希望者の選任を第一に考える＝不足の場合は、次の手段を考える）

(1) 指導者は、その種目の指導者資格を有する者がよいが、必ずしもそれを求めるものではない。しかし、資格の取得について、努力するものとする。

(2) 指導者は、複数名選任することが望まれるが、実情に応じて対応する。

クラブに所属するであろうと思われる生徒が複数校にわたることが想定されるため、顧問と指導者の連携を密にする。

(3) 指導者ではないが、「協力者」として指導者をサポート（補佐）する者も、積極的に選任したい。

5 練習場所や練習時間など

(1) 練習場所は、今回つくられた地域クラブは「中学校部活動に準ずるクラブ」とし、中学校施設などとする。

(2) 練習開始時刻は、学校内の調整によるが、練習時間は、協議会が策定した「ガイドライン」等を厳守する。

6 その他

(1) 役員は、1年任期となることが多いと思われるが、次年度以降の運営がスムーズに進むよう、前年度役員のアドバイスをお願いする。

(2) 規約は、モデルを参考に策定する。また、会費についてはクラブ毎試算し、徴収額を決定する。傷害保険への加入は、市スポーツ課・GRSCに照会する。GRSCへの加入については、クラブの判断とするが、指導者研修や傷害保険対応を考え、加入の方向で検討する。

【求められるクラブの要件】

- 代表者の選定
- 指導者の選任
- 規約の策定
- 活動計画（報告）、予算（決算）書の整備
- 傷害保険への加入

Ⅲ 現在活動しているスポーツ協会・GRSCのクラブを基にして地域クラブをつくる

※ 協議者：スポーツ協会所属クラブ・GRSC所属クラブの担当者

1 協議者による、意思決定 = 現在行われている地域クラブ活動を基にして地域クラブをつくる

この協議に相応（相当）の時間をかけることが重要であるが、現地域クラブ活動では、今後対応できない場合がある。

「中学生が参加できる」よう、場合によっては、規定や活動方針・内容の変更が必要になる。

2 そのクラブの理念の共有

(1) そのクラブの理念（活動方針や活動内容）については、中学生や保護者に理解できるよう説明し、理解した上で参加する。

(2) 参加する中学生は、学校部活動とは異なる種目（領域）に参加する場合もあることを配慮する。

3 組織づくり（「中学生の参加・保護者の参画」を意識した組織の確立）

(1) クラブの代表者や指導者については、その地域クラブの実情による。

(2) 「中学生の参加」による、保護者の位置づけを明確にする。

4 指導者の選任

(1) 「中学生も参加している」ことに配慮し、改めて指導方針・指導方法の研修に努めるよう意識の高揚を図る。

(2) 指導者は、当該種目等の指導者資格を取得するよう努める。

特に、中学生が大会やコンクールへの参加を希望する場合、指導者資格の有無が参加資格になる場合があることを知っておく。

5 中学生を受け入れるクラブとして必要な事項（要件）

○ 代表者の選定

○ 指導者の選任

○ 規約の策定

○ 事業計画（報告）書・予算（決算）書の整備

○ 傷害保険への加入

※ 会場借用や使用料の減免等には、左記の5項目が必要になる。

※ 「中学生の参加」に鑑み、保護者との連携（参加参画）が必要になる。

※ 指導者の選任には、一定の配慮が必要になる。

※ その活動に、初めて参加する中学生がいることも配慮したい。

6 その他

(1) 伊那市の部活動の地域移行に係る協議会が策定した「ガイドライン」等を遵守するものとする。

(2) 徴収する会費は、中学生の活動に相応しいものとする。保護者の負担については、可能な範囲で配慮したい。

Ⅳ スポーツ協会やGRSC、県スポーツ指導者バンクなどを活用して新たに地域クラブをつくる

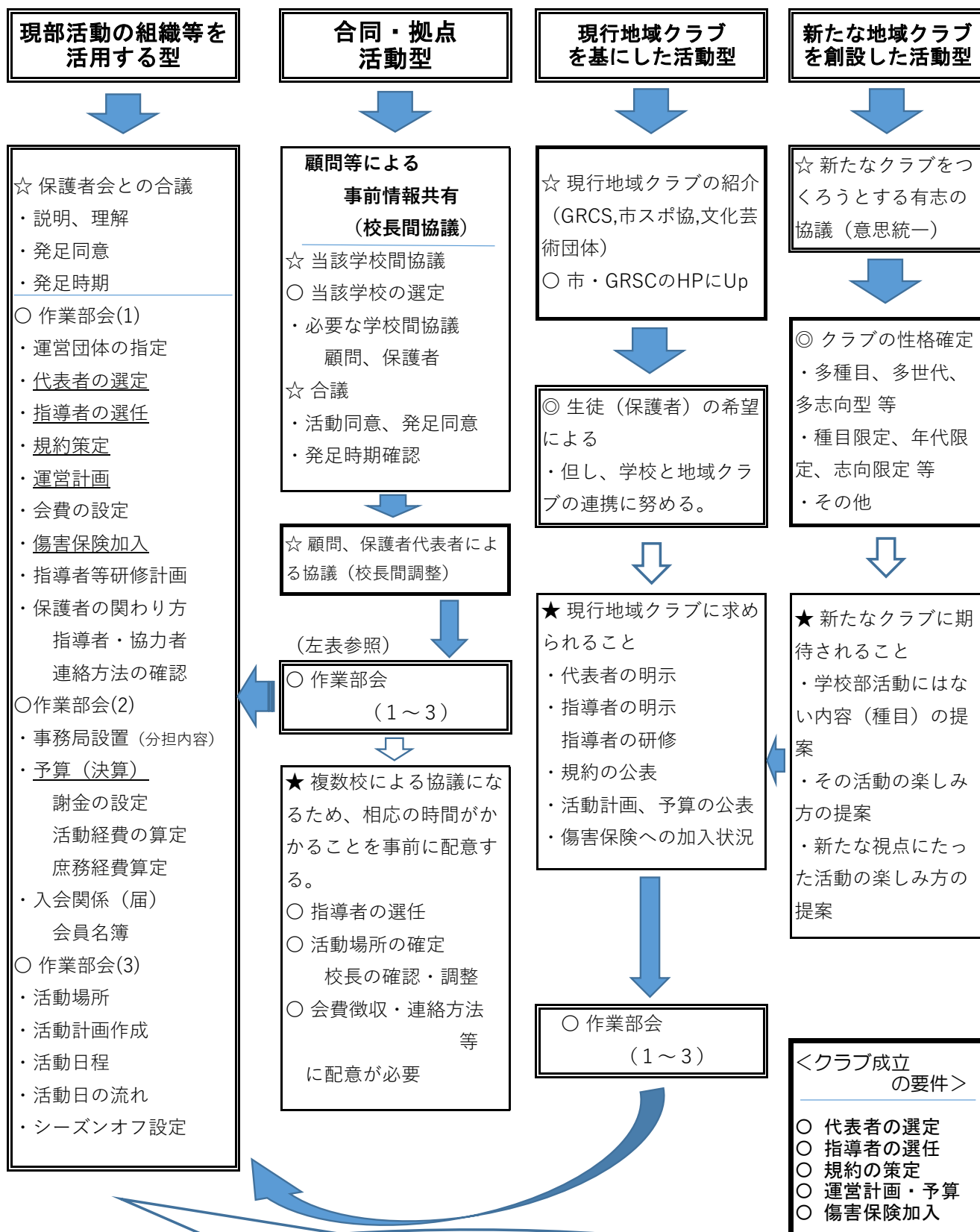
※ 協議者：新たなクラブをつくろうとする有志等

- 1 協議者による、意思決定 = 新たな地域クラブをつくろうとする有志等
「新たなクラブ」についての協議に相応（相当）の時間をかけることが重要である。
「中学生が参加できる」よう、規定や活動方針・内容の新たな計画が必要になる。
- 2 そのクラブの理念の共有
 - (1) そのクラブの理念（活動方針や活動内容）については、中学生や保護者が理解できるよう説明し、理解した上で参加する。
そのクラブの参加対象は、「多種目・多世代・多志向型」か「限定種目・限定年代・限定志向」かを明確にする。
(1)について対応できるよう、クラブ創設の目的を明確にする。
 - (2) 参加する中学生は、学校部活動とは異なる種目（領域）に参加する場合もあることを配意する。
- 3 組織づくり（クラブの理念を基本にした、及び「中学生の参加・保護者の参画」を意識した組織の確立）
 - (1) クラブの理念に合わせた組織について勘案し、所期の目的が果たせるよう組織化を図る。
 - (2) クラブの代表者や指導者については、その地域クラブの理念により選定・選任する。
 - (3) 「中学生の参加」による、保護者の位置づけについて明確にする。
- 4 指導者の選任
 - (1) 「中学生が参加している」ことに配意し、指導方針・指導方法等の研修に努めるよう意識の高揚を図る。
 - (2) 指導者は、当該種目等の指導者資格を取得するよう努める。
特に、中学生が大会やコンクールへの参加を希望する場合、指導者資格の有無が参加資格になる場合があることを知っておく。
 - (3) 指導者のみならず新たなクラブ運営に係るスタッフ（協力者）等の配置も考えたい。
- 5 中学生を受け入れるクラブとして必要な事項（要件）

- 代表者の選定
 - 指導者の選任
 - 規約の策定
 - 事業計画（報告）書・予算（決算）書の整備
 - 傷害保険への加入

- ※ 会場借用や使用料の減免等には、左記の5項目が必要になる。
 - ※ 「中学生の参加」に鑑み、保護者との連携（参加参画）が必要になる。
 - ※ 指導者の選任には、一定の配意が必要になる。
 - ※ その活動に、初めて参加する中学生がいることも配意したい。
- 6 その他
 - (1) 伊那市の部活動の地域移行に係る協議会が策定した「ガイドライン」等を遵守するものとする。
 - (2) 徴収する会費は、中学生の活動に相応しいものとする。保護者の負担については、可能な範囲で配慮したい。

地域クラブへの流れと検討する内容（例）



全てが揃っていなければ発足できないということではない。
 （暫定的に整え、状況に合わせて改訂していくスタンス）

「地域クラブ」についての調査表

令和 年 月 日 現在

項 目	内 容
クラブ名（種目）	()
クラブは 既存か新設か	既存 新設 その他 ()
クラブの対象中学校 (全市の場合は全市)	
クラブの代表者名	
クラブの指導者名 (職業と所有している 指導者資格等)	条件が整い、クラブが成立したら提出してください。
中学生の参加者数 (男女別、総計)	男子： _____ 名 女子： _____ 名 総計： _____ 名
クラブの規約の有無	有 無
クラブの活動計画の有無	有 無
クラブの予算計画の有無	有 無
傷害保険等加入の有無	有 無
クラブの会費（月額）	円
連絡先 住所：氏名 (普段対応できる電話番号)	〒
加入している組織 (例：市スポーツ協会、 市総合型スポーツC)	
その他 主な活動場所 (必要な事項)	

R7年度～

部活動の地域移行に係るスケジュール

【地域クラブへの移行（展開）検討スタート（目標）】

スポーツ系：令和7年新人戦終了後～ 文化芸術系：令和7年文化祭終了後～
<移行可能なクラブは、中体連大会以降・各種コンクール以降（夏休みから）の活動を検討する>

※ 令和8年度末（R9.3）までに休日の活動は、地域クラブに移行することを目指す

No	会議・打合	内 容
1	説明・懇談など 4～6月	○ 事務局組織の確立 推進委員会の開催＝今後の方針・市としての基本的立場の確認 ○ 校長会等学校関係会議にて、今後の方針について説明し理解を得る。 市としての基本的立場に沿って、具体策を検討し、推進計画を立てる。 ○ 地域の指導者の把握、地域で行われている（クラブ）活動の把握＝公表 ※ 依頼により、各校部活動運営委員会等へ出席し、市の方針や方向について理解をいただく。 ※ 依頼により、必要に応じて各団体の年度当初の総会などへ出席し、説明・懇談を行う。 各団体で、地域クラブへの移行（展開）に向けて協議し、具体的な動きをスタートする。 ※ 可能な場合は、各学校部活動顧問と関係団体（指導者）などとの連絡・調整を始める。
2	支援方針の検討	○ 市としての方針についての情報収集（ヒアリング等）及び可能な方策の検討 ○ 幅広い部署（市長部局も含めて）の連携に係る調整 ○ 長期にわたる、持続可能な市の方針の検討
3	協議会No4 6月23日～7月4日	○ 令和7年度 組織の確立（正副会長選任）、規約（任務）確認、事務局確認 など ○ R7年度の重要課題の確認 ～ 可能な部活動の地域クラブ移行（展開）に向けて～ ・「移行（展開）スタート（目標）」に向けて、具体的なストラテジー検討 可能な部活動の、令和8年度末の地域クラブへの移行を目指す。
4	説明・懇談など 7月以降	○ 協議会を受けて、関係者への説明と懇談 保護者との懇談、移行に向けての指導者確保、顧問間の情報共有、地域指導者との打ち合わせ 必要条件や必要書類などの整備の推進 チェックリストの整備 ○ 校長会等学校関係会議にて、今後の方針について説明し理解を得る。
5	移行推進準備	○ 移行推進準備の課題把握と課題解決のための方略確認
6	移行推進	○ 5つの必須要件の確保に向けての状況把握と課題解決 ○ 学校と地域指導者との連絡・調整
7	協議会No5 10月27日 ～11月7日	○ 移行（展開）進捗状況の確認 ・各クラブの様子共有 ・新たな課題についての情報交換、共有、方略 など
8	移行推進	○ 協議会を受けて、関係者との調整
	（協議会No.6）	（○ 必要に応じて、協議会を開催し、協議を行う）
9	推進状況確認	○ 令和7年度末における地域移行状況の把握

移行
（準備）
推進

※ 各学校の校長及び部活動顧問等は、教委を含めて互いの状況の把握について、極力情報を交換し合うよう努める。

特に、合同活動・拠点活動を願う学校（部活動）では、保護者（生徒）への説明について、教委を含めて配慮する。

入 会 届 （例）

クラブ名			入会 年月日			
フリガナ			性 別	男 女		
生徒氏名			生年月日	(和暦)		
学 校 名			学 年			
住 所	〒					
連絡先	氏名	①		続柄		確実に繋が る
		②				
移動手段	①					
	②					
現在参加している						
備 考						

当該クラブへの入会を認めます。

保護者名（自書）

- ① 一人1枚で記入してください。
- ② 規約など、十分理解した上で加入してください。
- ③ 記載内容に変更があった場合は、速やかにご連絡ください。